

三重県観光事業者支援金 (宿泊事業者)



経営状況が悪化している県内の観光事業者に対し、認証制度と併せた安全・安心な観光地づくりを促進し、打撃を受けている観光地の再生を図っていくため、支援金を支給します。

※詳細については必ず「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

三重県 観光事業者 支援金

検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700081.htm>

1.対象事業者・対象施設

不特定多数の旅行者の利用に供する県内「宿泊施設」の営業を行う事業者のうち、次の①②いずれかの事業者を対象とします。

ただし、「宿泊施設」とは、次の【対象外の施設】は除きます。

- ①旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者
- ②住宅宿泊事業法第3条の届出のあった施設（民泊）を営む事業者

【対象外の施設】

- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- ・国、県、市町等が所有、管理又は運営する施設
- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・令和2年7月以降に開業した施設
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

2.主な支給要件

- (1) **令和3年4月～6月**のいずれかの売上月額が前年又は前々年同期比で、30%以上減少していることが条件です。
- (2) 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請を行っていただきます。
※認証制度については後日HPでお知らせします。
- (3) **令和3年4月以降に**県で実施している**各種時短要請協力金や支援金と重複して受給することはできません。**

3.支給金額

「2.主な支給要件」(1)の条件を満たした各月の売上減少額に対し、支援金を支給します。ただし、要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、**裏面の支給上限額を上限**とします。

※国の「月次支援金」を受給する場合は、売上減少額から「月次支援金」受給額を差し引いた金額について上限額の範囲で支給します。

【支給上限額】

収容定員数（旅館業許可申請手続において、保健所に届け出ている収容定員数）に応じて段階的に設定します。

【事業種別】	【収容定員数】	【支給上限額】
民泊	—	最大30万円
簡易宿所	1人～99人	最大30万円
	100人～	最大70万円
ホテル・旅館	1人～49人	最大30万円
	50人～74人	最大70万円
	75人～99人	最大100万円
	100人～124人	最大120万円
	125人～149人	最大140万円
	150人～174人	最大160万円
	175人～199人	最大180万円
200人～	最大200万円	

4.申請に必要な書類

主なものとしては、

- ・確定申告書や売上台帳等の売上金額がわかる書類
- ・申請する施設の外観写真 等

※その他必要書類や申請様式等については、「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

5.申請受付 ※郵送のみ受付

令和3年**6月21日（月）**～**8月31日（火）** 消印有効

〒514-0042 三重県津市新町1-13-12 近鉄津新町駅ビル1階

三重県観光事業者支援金事務局

（株式会社近畿日本ツーリスト中部 津支店内）宛

【問い合わせ先】 ※下記の事務局以外への問い合わせはご遠慮下さい。

TEL : 059-224-3109 平日9時から17時 ※土日祝日は除く